

相続人なき遺産 最多

昨年度 375億円が国庫へ

相続人がおらず、死後に国に入った財産の総額が2012年度に375億円に上り、記録の残る1992年度以降で最高額を更新したことが、最高裁のまとめでわかった。身寄りのないお年寄りの増加などを背景に、行き場のない財産が増えている。

身寄りのない高齢者増

配偶者や子ども相続人がいなかったり、相続人が相続できる権利を放棄したりすると、裁判所が「相続財産管理人」を選任し、亡くなった人の財産を整理する。

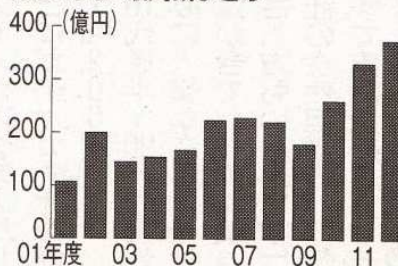
相続財産管理人は、必要に応じて不動産や株を売り、債務を返済する。また、長年一緒に暮らしたり、老後に世話をしたりした「特別縁故者」から申し立てがあれば、財産を分け与える。こうした手続きを終えて

も、なお残る財産が国庫に入る。その総額は、01年度は107億円だったが、11年度には332億円と300億円を突破。12年度は375億円に上った。

分与の意思は遺言を

「数億円も財産を残した人も、相続人がいなくて、ほとんどが国に入りました」。7月、神奈川県逗子市で開かれた遺言・相続に関するセミナー。横浜弁護

相続人がいないため国庫に入った額の推移 最高裁まとめ



経験がある弁護士は「家族がいなくても、縁がある人に財産を分けたいと考える人は少なくない」と話す。だが、生前に遺言書を作成しておかなければ、その意思が届かない恐れもある。

士会が派遣した講師が、相続財産管理人としての体験を披露した。

管理人に選任されると、家の中のゴミを片付けることから始まる。作業しやす

いようにポロシャツにジーンズ姿で亡くなった人の家に向かう。家財の裏から数百万円のたんす預金を見つけたこともある。「知らない人に財産探しをされるのはとてもつらいこと。本人としては無念だったと思う」セミナーに参加した逗子市内の男性(77)は「自分の周りでも、身内がいない人がけっこういる。頻繁にある話だろう」と語った。自身は妻子がいるが、独身の息子については「一人っ子で、財産がどうなってしまうのか心配だ」。

横浜家裁管内だけでも、12年度に国庫に入った財産は46億6千万円。世話になった人に財産を分けたり、慈善団体に寄付したりする意思を残すため、生前に遺言書をつくり、遺言の執行者を決めておくことを講師は勧めている。(及川綾子)